

# 農地中間管理事業 の活用を!

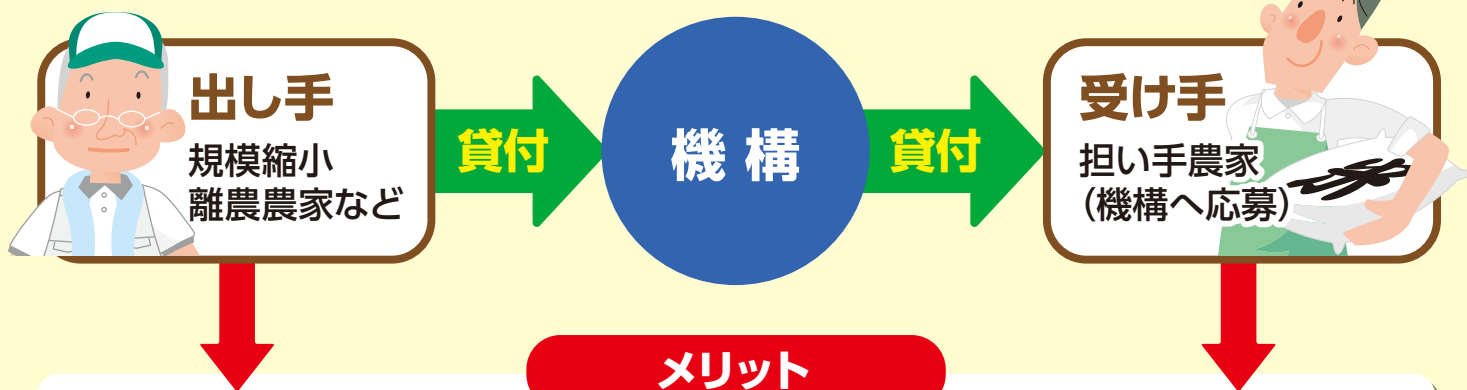


## 農地中間管理事業とは?

県指定の農地中間管理機構が農地を借り入れ、  
規模拡大を目指す担い手に貸し付ける事業

## 何のために?

- ・耕作出来なくなった農地所有者 (出し手) の安心のため。
- ・担い手 (受け手) がこれからも農業で生きていくため。



- ①一定の要件を満たせば、「機構集積協力金」が受け取れる。
- ②所有農地を全て機構に貸し付けた場合、一定期間、固定資産税が半減となる。
- ③手間をかけずに毎年機構から賃料が受け取れる。

- ①規模拡大による生産量や売上げの増加。
- ②農地の集積・集約により効率的な営農を行うことができ、生産コストの低減が図られる。
- ③借入農地の所有者が複数でも契約や賃料支払いは機構とだけ。

## 問合せ・相談先

各市町村の農政担当課・農業委員会

青森県農地中間管理機構 (公益社団法人 あおもり農林業支援センター)  
☎017-773-3131